

- (1) 方は足用に本づく (交易の) 方法は必要なものが足りるよ
うにするのを基本とする、の意。
- (2) 旧歳：未だ本国に回らず (四一〇三) (四一〇四)を参照。
- (3) 其の禁約を寛め 公正な貿易を願う、というほどの意味。暹
羅国あての咨ではさまざまな表現でこの要望がくりかえされ
る。

琉球国王より暹羅国あて、崇嘉山等を遣わして公正な交易を
請う咨 (一四六五、八、一五)

琉球国王 (尚徳)、謹んで暹羅国王殿下に咨す。

嘗て聞く、饋献の典は交隣より出で、貿易の方は足用に本づく。
恭んで審らかにするに、貴国は恩徳の崇、風化の大あり。屢々珍
賂を回恵し、及び人船を寛恤するを蒙り、感激して勝えず。此の
為に、特に正使崇嘉山・通事田泰等を遣わし、人船を管駕し咨文・
礼物を齎捧し詣前して王殿下に奉謝せしめ、以て遠意を表す。万
望むらくは海納すれば幸甚なり。今来る人船は、仍お乞う、属に
行して其の禁約を寛め、其の懷来を尽さしめんことを。早やかに
買売を与し風迅に赶趁して回国せしむれば、永く両国盟好の深、
千載一家の厚を結ばん。今、奉謝の礼物を將て開坐し移咨す。照
驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

〔1〕 礼物は前に合いて一様なり

右、暹羅国に咨す

成化元年 (一四六五) 八月十五日

注* (四一〇六) 総注参照。

- (1) 礼物は…一様なり のちに控えをとったときの表現で (四一
〇六) に同じ、の意。

琉球国王尚徳より満刺加国あて、阿普察都等を遣わして速や
かな交易を請う咨 (一四六五、八、一五)

琉球国王尚徳、謹んで満刺加国王殿下に咨す。

諒に惟うに、貴国の徳は黎庶を懐け、恵は隣邦に及ぶ。誠を推
め物を待して万里の舟航を来らしめ、善を樂しみ人を愛して四方
の商旅を集む。曩者遣使献礼するに、甚だ珍賂を回恵し及び人船
の貿易を寛恤して早やかに帰らしむるを蒙り、深く衷に感ず。此
の為に特に正使阿普察都を遣わし、通事蔡回保等と共に咨文・礼
物を齎捧して詣前し奉謝せしめ、永く前盟を固くす。伏して希わ
くは賢王殿下、見納すれば是れ美なり。今来らしむる人船の装載

する貨物は、仍お乞う、街市に貿易を寛容し早やかに風迅に趁りて回国せしむれば便益ならん。今、奉謝の礼物を將て開坐し移咨す。照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

色段五匹 青段二十匹 腰刀五把

扇三十把 大青盤二十個

小青盤四百個 青碗二千個

右、滿刺加国に咨す

成化元年（一四六五）八月十五日

正使阿普察都

副使二員

通事蔡回保

讀固至麻魯船

注（1）物を待し 人物をもてなす。

（2）街市に貿易を寛容 市は市場の意か。トメ・ピレス『東方諸国記』（二四五、四六四頁）によれば、中国など東方諸国の船は、マラッカでは税を払わず、国王や頭官に妥当な額の贈り物をした上で貿易を行った。琉球もこのうちに含まれるかと思われる。

（3）阿普察都 原文では務布察都とある。

1-41-09

琉球国王より滿刺加国あて、誦詩等を遣わして速やかな交易を請う咨（一四六六、□）

琉球国王、滿刺加国王殿下に移咨す。

蓋し聞く、土有れば此れ財有り。財有れば此れ用有り。苟くも貨財生殖を以てせざれば又、奚んぞ財用の足を得んや。稔知するに、貴国の民生の富庶にして物産の豊登なるは、皆賢王の仁徳に由りて以て是れを致すなり。旧載、遣使し奉幣して以て交隣の道を申べ、多く厚恵を蒙るは誠に乃の心に副う。茲者特に正使誦詩・通事蔡回保等を遣わし、咨文並びに礼物を齎し詣前して国王殿下に酬献せしむ。伏して望むらくは、笑留すれば是れ幸なり。船内に仍お瑣碎の方物有り。前来し互相に殊方の土産を易換せん。煩わくは属に令行し作成して早やかに買売を与し回還せしむれば利便ならん。須らく咨に至るべき者なり。

今礼物を開す

各色段五匹 青段二十匹

腰刀五把 扇三十把

大青盤二十個 小青盤四百個

青碗二千個

右、滿刺加国に咨す

成化二年（一四六六）月